

都市の低炭素化の促進に関する法律についてのご案内

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の施行に伴い、低炭素建築物認定制度についてお知らせします。

①. 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行日

平成24年12月4日(平成24年9月5日公布)

②. 低炭素建築物とは

都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する、市街化区域内に建築する、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物のことをいいます。

低炭素建築物の新築等をしようとする方は、当該建築物の新築等に関する計画(低炭素建築物新築等計画)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができます。

【詳細については[国土交通省 低炭素建築物認定制度関連情報](#)をご覧ください】

③. 認定のメリット

低炭素建築物新築等計画に基づき認定を受けた場合、以下の特例が受けられます。

(1) 税制優遇

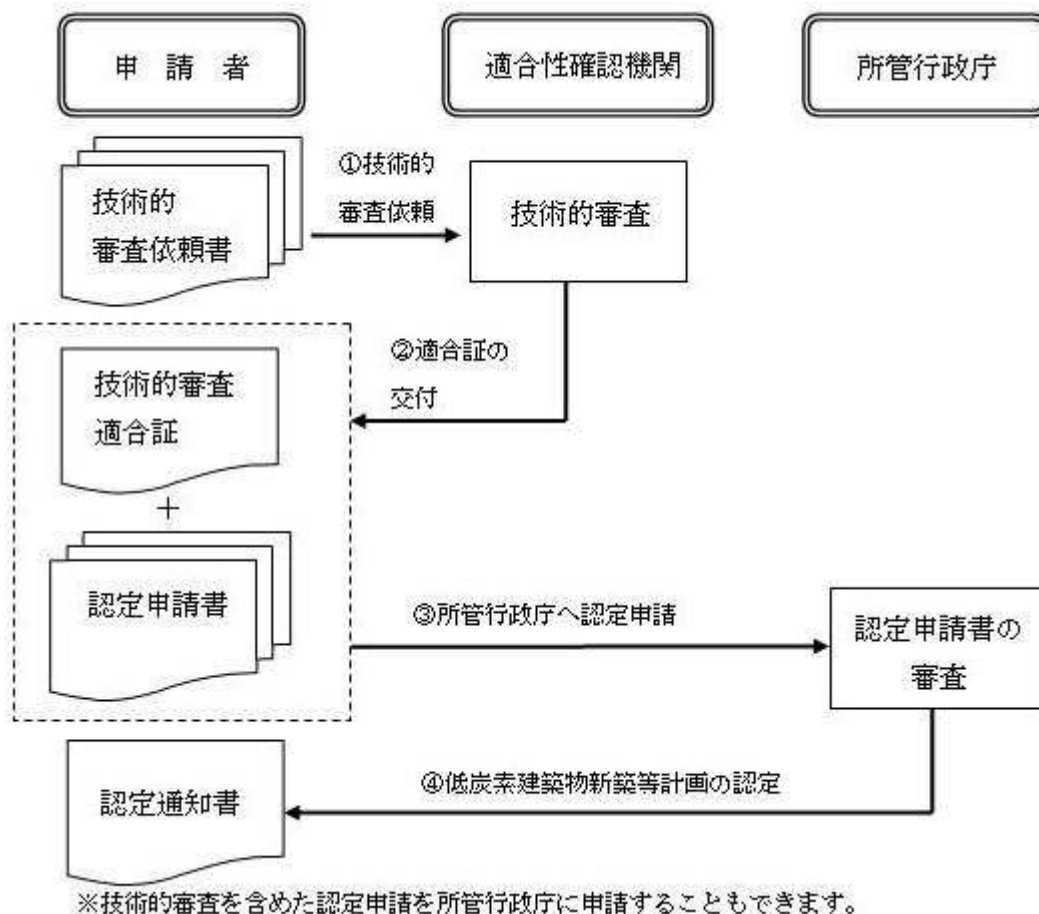
認定を受けた建築主は、所得税と登録免許税について優遇されます。

- ・住宅ローン減税制度における優遇措置
- ・登録免許税の減税措置

(2) 容積率の特例

認定を受けた低炭素建築物の容積率を算定する場合で、低炭素建築物の延べ面積の1/20を限度として、低炭素化に資する設備(例えば蓄電池(床に据え付けるものであって、再生利用可能エネルギー発電設備と連携するものに限る。))を設ける部分(原則、壁で囲われた専用室。)の床面積を算入しないことができます。

④. 低炭素建築物新築等計画の認定の手続き



⑤. 適合性確認機関による技術的審査

申請する建築物の用途によって、技術的審査を行うことができる機関が異なります。また、審査の中立性を確保する観点から、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていない機関であることが求められます。

(1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸のみが認定対象の場合

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)(以下「省エネ法」という。)第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) (1) 以外の建築物が認定対象の場合

- ・省エネ法第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関
- ・住宅性能評価を実施しているなど、省エネルギー性能の審査能力がある指定確認検査機

関